② 北陸地方整備局（港湾空港関係事務に関することを除く。）における一般土木工事に係る一般競争参加資格の認定の際に客観的事項（共通事項）について算定した点数（経営事項評価点数）が、1,200点（特定建設工事共同企業体の各構成員は1,200点）以上であること（①の再認定を受けた者にあっては、当該再認定の際に、経営事項評価点数が1,200点（特定建設工事共同企業体の各構成員は1,200点）以上であること。）。

③ 会社更生法に基づき、更生手続開始の申立てがなされている者、又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立がなされている者（①の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

④ 当該競争参加資格に係る申請の期限の日から認定を行う日までの期間に局長から工事請負契約に係る指名停止等の措置要領（昭和59年３月29日付け建設省厚発第91号）に基づく指名停止を受けていないこと。

⑤ 上記１に示した工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

⑥ 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

⑦ 以下に定める届出の義務を履行していない建設業者（当該届出の義務ない者を除く。）でないこと。

・ 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出の義務
・ 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出の義務
・ 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第７条の規定による届出の義務

⑵ 構成員の技術的要件等　特定建設工事共同企業体の構成員は、平成28年10月11日において次の要件を満たすものとする。

① 平成14年度以降に、元請けとして完成・引渡しが完了した下記の要件を満たすトンネル工事の施工実績を有すること。（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率20％以上の場合のものに限る。）

ア）ＮＡＴＭ工法によるトンネルであること。

イ）内空断面積が80㎡以上であること。

ウ）施工延長が800m以上であること。

エ）ア）からウ）は同一工事であること。

ただし、大臣官房官庁営繕部又は地方整備局（港湾空港関係事務に関することを除く。）所掌の工事（旧地方建設局所掌の工事を含む。）に係るものにあっては、評定点合計が65点未満のものを除く。

② 建設業法（昭和24年法律第100号）の土木工事業につき、許可を有しての営業年数が５年以上あること。ただし、相当の施工実績を有し、確実かつ円滑な共同施工が確保できると認められる場合においては、許可を有しての営業年数が５年未満であってもこれを同等として取扱う。

③ 建設業法の土木工事業に係る監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を当該工事に専任で配置できること。

⑶ 出資比率要件　特定建設工事共同企業体のすべての構成員が、30％以上の出資比率であるものとする。

⑷ 代表者要件　特定建設工事共同企業体の代表者は、構成員の中で最大の施工能力を有する者であって、その出資比率が構成員中最大であるものとする。

⑸ 特定建設工事共同企業体の協定　特定建設工事共同企業体の協定書は、「建設工事共同企業体の事務取扱いについて」（昭和53年11月１日付け建設省計振発第69号）の別添「建設工事共同企業体の事務取扱いについて（回答）」（昭和53年11月１日付け建設省茨計振第771号）の別紙に示された「特定建設工事共同企業体協定書㈱」によるものとする。

7　一般競争参加資格の認定を受けていない者を構成員に含む特定建設工事共同企業体の取扱い

６⑴①の認定（６⑴①の再認定を含む。以下同じ。）を受けていない者を構成員に含む特定建設工事共同企業体も４及び５により申請をすることができる。この場合において、特定建設工事共同企業体としての資格が認定されるためには、６⑴①の認定を受けていない構成員が６⑴①の認定を受けることが必要である。なお、この場合において、当該工事に係る開札の時までに特定建設工事共同企業体としての資格の審査が終了せず、競争に参加できないことがある。また、この場合において、６⑴①の認定を受けていない構成員が当該工事に係る開札の時までに６⑴①の認定を受けていないとき又は６⑴①の一般競争参加資格がないとの認定（６⑴①の局長が別に定める手続における一般競争参加資格がないとの認定を含む。）を受けたときは、特定建設工事共同企業体としての資格がないと認定する。

8　資格審査結果の通知

「一般競争参加資格認定通知書」により通知する。

9　資格の有効期間

特定建設工事共同企業体としての資格の認定の日から当該工事の完成する日までとする。ただし、当該工事に係る契約の相手方以外の者にあっては、当該工事に係る契約が締結される日までとする。

10　その他

⑴ 特定建設工事共同企業体の名称は、「H28―31朝日温海道路１号トンネル工事△△・□□特定建設工事共同企業体」とする。

⑵ 当該工事に係る競争に参加するためには、開札の時において、特定建設工事共同企業体としての資格の認定を受け、かつ、当該工事の「入札公告（建設工事）」に示すところにより競争参加資格の確認を受けていなければならない。

招　請

意見招請に関する公示

次のとおり特定役務の調達に係る仕様書案の作成が完了したので、仕様書案に対する意見を招請します。

平成28年９月20日

支出負担行為担当官

関東財務局総務部次長　寺田　早苗

◎調達機関番号　015　◎所在地番号　11

1　調達内容

⑴ 品目分類番号　71、27、75、78

⑵ 購入等件名及び数量　さいたま新都心合同庁舎１号館の管理・運営業務　一式

2　意見の提出方法

⑴ 意見の提出期限　平成28年10月11日17時00分（郵送の場合は必着のこと。）

⑵ 提出先　〒330―9716 埼玉県さいたま市中央区新都心１―１さいたま新都心合同庁舎１号館　関東財務局総務部合同庁舎管理官合同庁舎管理第２係長　馬場　　啓　電話048―600―1110

3　仕様書案の交付

⑴ 交付期間　平成28年９月20日から平成28年10月11日まで

⑵ 交付場所　上記２⑵に同じ

4　Summary

⑴ Classification of the services to be procured : 71, 27, 75, 78

⑵ Nature and quantity of the services to be required : Facility management operations at Saitama Shintoshin National Government Building Tower1.

⑶ Time-limit for the submission of comments : 17 : 00, 11 October, 2016

⑷ Contact point for the notice : Satoshi Baba, Special Staff Section for Common Building for Government Offices, Kanto Local Finance Bureau, Saitama-Shintoshin National Government Building Tower1, 1―1 Shintoshin Chuou-ku Saitama-city, Saitama 330―9716 Japan, TEL 048―600―1110

意見招請に関する公示

次のとおり調達特定役務の仕様書案の作成が完了したので、仕様書案に対する意見を招請します。

平成28年９月20日

特許庁総務部会計課長　関　　淳夫

◎調達機関番号　019　◎所在地番号　13

1　調達内容

⑴ 品目分類番号　75、29

⑵ 購入等特定役務及び数量

経済産業省特許庁庁舎の管理・運営業務　一式

2　意見の提出方法

⑴ 意見の提出期限　平成28年10月11日午後５時00分（郵送の場合は必着のこと。）

⑵ 提出先　〒100―8915 東京都千代田区霞が関３－４－３　特許庁総務部会計課厚生管理室厚生班　栗田　健志　電話03―3580―5888

3　仕様書案の交付

⑴ 交付期間　平成28年９月20日から平成28年10月11日まで

⑵ 交付場所　上記２⑵にて交付